

北九州市自転車競走実施条例施行規程

○北九州市自転車競走実施条例施行規程

平成30年5月23日

公管規程第35号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 開催執務委員

第1節 通則（第6条—第9条）

第2節 委員長、副委員長その他の開催執務委員（第10条—第18条）

第3章 開催要項（第19条—第27条）

第4章 参加申込み、検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定、番組の編成並びに選手の管理

第1節 参加申込み（第28条—第30条）

第2節 検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定（第31条—第37条）

第3節 番組の編成（第38条—第40条）

第4節 選手の管理（第41条—第44条）

第5章 制裁（第45条—第49条）

第6章 異議の申立て（第50条—第52条）

第7章 入場料、入場券、回数券及び入場者並びに競輪場内及び場外車券売場内の取締り等

第1節 入場料、入場券、回数券及び入場者（第53条—第61条）

第2節 競輪場内及び場外車券売場内の取締り等（第62条—第63条）

第8章 勝者投票及び払戻し（第64条—第80条）

第9章 雑則（第81条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北九州市（以下「市」という。）が北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号。以下「条例」という。）により実施する自

北九州市自転車競走実施条例施行規程

自転車競走（以下「競輪」という。）は、自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）によるほか、この規程に定めるところによる。

（規程の適用）

第2条 競輪に係る者は、全てこの規程を知っているものとみなし、知らないことを理由としてその適用を免れることはできない。

（競輪の呼称）

第3条 市が行う競輪の呼称は、次のとおりとする。

〇〇年度第〇回北九州市営小倉競輪

（開催要項）

第4条 競輪開催について必要な事項は、競輪開催ごとに開催要項で定める。

（競輪開催事項の公示）

第5条 競輪開催事項の公示は、北九州市公報、法第23条第1項に規定する競輪振興法人（以下「競輪振興法人」という。）が発行する公報、市が競輪開催ごとに発行する出走表又は場内掲示をもって行う。

第2章 開催執務委員

第1節 通則

（開催執務委員の構成）

第6条 競輪を開催しようとするときは、当該競輪に関する事務を執行させるため、次の開催執務委員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 競技委員長
- (4) 競技副委員長
- (5) 総務委員
- (6) 投票委員
- (7) 場内取締委員
- (8) 番組編成委員
- (9) 検車委員

北九州市自転車競走実施条例施行規程

(10) 選手管理委員

(11) 審判委員

2 前項各号の委員は、それぞれ1人又は数人とし、その職務の執行を補助させるため必要な係員を置く。

3 開催執務委員及び係員の構成は、付表第1の基準による。

第7条 委員長には、市の職員を充てる。

2 開催執務委員（委員長を除く。）のそれぞれ1人以上及び係員には、市の職員を充てる。ただし、市が条例第6条の規定により、法第3条各号に掲げる事務を委託したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を充てる。

(1) 法第3条第1号に掲げる事務（次項、第11条第1項及び第12条第1項において「競技関係事務」という。）を執行する開催執務委員（副委員長を除く。）及び係員 法第38条第1項に規定する競技実施法人（第30条第2項において「競技実施法人」という。）の役職員

(2) 法第3条第2号及び第3号に掲げる事務を執行する開催執務委員のそれぞれ1人以上及び係員 市の職員又は当該事務を受託した者（受託した者が法人その他の団体のときは、その役職員）

3 同一の事務を執行する開催執務委員が2人以上あるときは、委員長がその主任を定める。ただし、競技関係事務を執行する開催執務委員については、競技委員長がその主任を定める。

（開催執務委員の権限）

第8条 開催執務委員は、この規程の定めるところにより、その職務を執行するために必要な取調べ、判定又は指示を行うことができる。

（開催執務委員間の連絡）

第9条 開催執務委員は、その所掌事務について、他の開催執務委員に関係があると認める事項は、遅滞なく、これを委員長及び当該他の開催執務委員に連絡しなければならない。

第2節 委員長、副委員長その他の開催執務委員

（委員長及び副委員長）

北九州市自転車競走実施条例施行規程

第10条 委員長は、競輪の開催に関し一切の責めに任じ、かつ、各開催執務委員の職務執行を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(競技委員長及び競技副委員長)

第11条 競技委員長は、競技関係事務を執行する開催執務委員の職務執行を連絡統制し、競技関係事務であって他の開催執務委員の所掌に属さない事項に関する事務をつかさどる。

2 競技副委員長は、競技委員長を補佐し、競技委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(総務委員及び補助係員)

第12条 総務委員は、委員長及び副委員長の職務執行を補助し、庶務、経理、報道（投票委員及び審判委員の所掌事務を除く。）及び競技関係事務を除く事務であって他の開催執務委員の所掌に属さない事項に関する事務をつかさどる。

2 総務委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

(1) 庶務員

(2) 放送員

(投票委員)

第13条 投票委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 車券の発行及び発売に関すること。

(2) 払戻金の算出並びに払戻金及び返還金の交付に関すること。

(3) 前2号に係る報道に関すること。

(4) 前3号に掲げる業務を行うために必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

(場内取締委員及び補助係員)

第14条 場内取締委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入場者の整理、取締り及び救護に関すること。

(2) 競輪場内及び場外車券売場内における品位及び衛生の保持に関する

こと。

(3) 競走に関する犯罪及び不正の防止に関すること。

(4) 20歳未満の者の勝者投票券（以下「車券」という。）の購入の取締りに関すること。

(5) 火災その他の災害の予防及びその応急措置に関すること。

(6) 競輪場内及び場外車券売場内の施設を公正かつ安全に保持するための必要な措置に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、競輪場内及び場外車券売場内の秩序を維持し、又は競走の公正及び安全を確保するための必要な措置に関すること。

2 委員長は、前項に掲げる職務を遂行させるため特に必要があると認めるときは、場内取締委員のうちから特別の組織を編成することができる。

3 場内取締委員の職務執行を補助するため、場内整理員を置く。

（番組編成委員及び補助係員）

第15条 番組編成委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 競輪振興法人に対する選手のあっせん依頼に関すること。

(2) 選手の競走別組合せの決定に関すること。

2 番組編成委員の職務執行を補助するため、番組編成員を置く。

（検車委員及び補助係員）

第16条 検車委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 選手及び先頭固定競走（オリジナル）又は先頭固定競走（インターナショナル）に出場する先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）の使用する自転車（以下「自転車」という。）の検査に関すること。

(2) 自転車の管理及び整備に関すること。

(3) 自転車の検査器具の整備及び管理に関すること。

2 検車委員は、検査の結果を遅滞なく委員長、競技委員長、番組編成委員及び選手管理委員に通知しなければならない。

3 検車委員の職務執行を補助するため、検車員を置く。

（選手管理委員及び補助係員）

北九州市自転車競走実施条例施行規程

第17条 選手管理委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 選手及び先頭員の健康状態その他の出場適性の検査に関すること。
- (2) 競走に出場する選手の確定に関すること。
- (3) 選手の救護、取締りその他保護管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務を行うために必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

2 選手管理委員は、前項第2号の選手を確定したときは、遅滞なく、その旨を委員長、競技委員長、投票委員、番組編成委員及び審判委員に通知しなければならない。

3 選手管理委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 管理員
 - (2) 医務員
- (審判委員及び補助係員)

第18条 審判委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 選手の紹介に関すること。
- (2) 発走、着順の判定、勝者の決定その他審判に関すること。
- (3) 前2号に係る報道に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務を行うために必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

2 審判委員は、発走に当たり選手を除外したときは、遅滞なく、その旨を委員長、競技委員長、投票委員及び番組編成委員に通知しなければならない。

3 審判委員は、着順を判定し、及び勝者を決定したときは、直ちに委員長、競技委員長、投票委員及び選手管理委員に通知しなければならない。

4 審判委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 発走合図員
- (2) 発走員
- (3) 決勝審判員（判定写真をつかさどる者を含む。）
- (4) 走路審判員（先頭通過審判をつかさどる者を含む。）
- (5) 計時員

- (6) 記録員
- (7) 周回通告員（打鐘をつかさどる者を含む。）
- (8) 計測員
- (9) 審判放送員
- (10) 整備員

5 審判委員並びに前項第1号、第3号から第5号まで及び第7号の係員は、法第6条の規定により競輪の審判員として競輪振興法人に登録された者でなければならない。

第3章 開催要項

（開催要項）

第19条 第4条に規定する開催要項は、競輪開催ごとにこれを定め、選手の参加申込締切日の2月前までに発表する。

2 開催要項には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 競輪開催の日時及び場所
- (2) 参加申込みの締切日
- (3) 参加申込みをすることができる選手の資格及び範囲
- (4) 競走及び使用自転車の種類並びに競走の距離
- (5) 賞金額及び賞品の種類
- (6) 選手に支給する旅費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競輪開催について必要な事項
（参加申込みをすることができる選手の資格及び範囲）

第20条 市が行う競輪に参加申込みをすることができる選手の資格及び範囲は、競輪開催ごとに定める。ただし、いずれの場合においても、選手は、法第6条の規定により競輪に出場する選手として競輪振興法人に登録された者でなければならない。

（競走の種類及び方法）

第21条 競走の種類は、次に掲げるもののうちから競輪開催ごとに定める。

- (1) 普通競走
- (2) 先頭固定競走（オリジナル）

北九州市自転車競走実施条例施行規程

(3) 先頭固定競走（インターナショナル）

(4) スプリント・レース

2 前項各号に掲げる競走の方法は、北九州市自転車競走競技規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第36号。第44条及び第48条において「競技規程」という。）の定めるところによる。

（自転車の種類）

第22条 自転車の種類は、単式競走車及び複式競走車のうちから競輪開催ごとに定める。ただし、いずれの場合においても、自転車は、法第6条の規定により競輪振興法人に登録された自転車でなければならない。

（使用自転車の種類）

第23条 同一の競走に出走する選手（以下「出走選手」という。）には、同一の種類 of 自転車を使用させなければならない。

（競走の距離）

第24条 競走の距離は、500メートル以上とし、競輪開催ごとに定める。

（選手の出場回数等）

第25条 選手は、同一の種類 of 競走について1日1回に限り出場することができる。ただし、当日の番組編成において、各競走における勝者のみの競走を行う場合は、この限りでない。

2 先頭員は、競走の種類にかかわらず、1日3回まで出走することができる。

（出走選手数）

第26条 出走選手の数、発走線側の直線部において、選手1人につき、少なくとも1メートル以上の競走路幅員を与えることのできる範囲で、競輪開催ごとに定める。

（賞金額及び賞品の種類）

第27条 市が選手に対して交付する賞金の額及び賞品の種類は、競輪開催ごとに定める。

2 前項に定める賞金及び賞品以外に賞金又は賞品の寄贈を受けた場合において、これを交付する競走が指定されていないときは、委員長がこれを交付する競走を定めて、同項の賞金及び賞品に付加して交付する。

- 3 同着となった選手に対する賞金及び賞品は、その着順以下同着となった選手の数に相当する着順までに定められてある賞金及び賞品の合計を同着となった選手の数に等分して交付する。ただし、賞品を分割することのできない場合の方法は、委員長が定める。

第4章 参加申込み、検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定、
番組の編成並びに選手の管理

第1節 参加申込み

(参加申込みの手続)

第28条 市が行う競輪に競輪振興法人から出場あつせんを受けた選手は、当該競輪に参加しようとするときは、競輪振興法人が定める方法により、市に申し込まなければならない。

- 2 市が行う競輪に参加しようとする先頭員は、競輪振興法人が定める方法により、市に申し込まなければならない。

(選手の出場する日等の通知)

第29条 市は、前条の規定による参加申込みを応諾したときは、集合日時及び出場する日を決定し、遅滞なく、当該参加申込みを行った選手及び先頭員にその旨を通知しなければならない。

(参加申込みの取消し)

第30条 参加申込みは、市が開催要項を変更したとき、又は相当の理由があると認めたときのほか、取り消すことはできない。

- 2 参加申込みを取り消そうとする選手又は先頭員は、参加申込みを取り消そうとする競輪の開催の日時及び場所並びに理由を競技実施法人を經由して市に申し出なければならない。この場合において、疾病を理由とするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第2節 検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定

(出場資格の確認)

第31条 第29条の規定による通知を受けた選手及び先頭員は、委員長が指定した集合日時までに、次に掲げるものを携帯して、競走を行う競輪場内の競技委員長が定める場所に到着しなければならない。

- (1) 自転車
- (2) 第29条の規定による通知書
- (3) 競輪振興法人の発行した当該選手の選手登録証

2 選手及び先頭員は、前項の規定により到着したときは、選手管理委員の行う出場資格の確認を受けなければならない。

3 やむを得ない理由により第1項の集合日時までに到着できない選手又は先頭員は、あらかじめその理由及び到着予定時刻を届け出て、選手管理委員の承認を受けるとともに、その指示に従わなければならない。

(令元公管規程4・一部改正)

(確定検査)

第32条 前条第2項の出場資格の確認を受けた選手及び先頭員は、出場資格の確認を受けた後及びそれぞれの競走を終了した後に競輪場内の競技委員長が定める場所において、選手管理委員及び検車委員の行う検査（以下「確定検査」という。）を受けなければならない。

2 選手管理委員は、選手及び先頭員の健康状態その他の出場適性を検査し、検車委員は、その使用自転車を検査しなければならない。

3 選手管理委員は、確定検査に合格した選手及び先頭員について合格者名簿を作成し、選手及び先頭員の確認を求め、検車委員は、確定検査に合格した自転車に合格証紙を確実に張り付けなければならない。

4 前項の合格者名簿及び合格証紙の様式は、競輪開催ごとに委員長が別に定める。

(確定検査における出場停止)

第33条 選手管理委員及び検車委員は、確定検査において、それぞれの担当検査事項に関し、次の各号のいずれかに該当する事項を認めたときは、当該検査を受けた選手又は先頭員が出場予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

(1) 参加申込みの内容と相違する事項があったとき。

(2) 選手又は先頭員が競走に堪えない健康状態であると認めたときその他競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認めたとき。

北九州市自転車競走実施条例施行規程

(3) 使用自転車が法第6条の規定により競輪振興法人に登録された自転車でなかったときその他競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認められたとき。

(競走に出場する選手及び先頭員の確定)

第34条 選手管理委員は、確定検査の結果に基づき、競走に出場する選手及び先頭員を確定する。ただし、第31条第3項の規定により選手管理委員の承認を受けた選手又は先頭員であって、確定検査を受けていないものについては、確定検査の結果に基づかずに確定することができる。

2 前項の規定により競走に出場することが確定した選手及び先頭員は、委員長がやむを得ない理由があると認めるときを除き、出走を拒んではならない。

(確定後の出場停止)

第35条 選手管理委員は、選手又は先頭員が確定検査に合格した後、第38条の規定による番組の決定までの間において、第33条各号のいずれかに該当する事項を認めるときは、当該選手又は先頭員が出場予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

(出走前点検)

第36条 選手及び先頭員は、自己が出場する日の第1競走出走時刻の2時間前に競輪場内の競技委員長が定める場所に到着して、選手管理委員及び検車委員の行う点検(第3項、第4項及び次条において「出走前点検」という。)を受けなければならない。

2 選手管理委員及び検車委員は、確定検査後における選手及び先頭員の身体並びにその使用自転車の異常の有無について、点検を行わなければならない。

3 第31条第3項の規定により選手管理委員の承認を受けた選手又は先頭員であって、出場資格の確認及び確定検査が受けられなかったものは、出走前点検の際に、出場資格の確認及び確定検査を受けなければならない。

4 第32条第3項及び第4項の規定は、出走前点検について準用する。

(番組決定後の出走取消し)

第37条 選手管理委員及び検車委員は、次条の規定により選手番号及び競走番号を決定をしたとき以降において、選手又は先頭員について次の各号のい

北九州市自転車競走実施条例施行規程

ずれかに該当する事項を認めたときは、その回の出走を取り消す。

- (1) 出走前点検において、確定検査に合格した状態と相違する事実があったとき。
- (2) 第31条第3項の規定により選手管理委員の承認を受けた選手又は先頭員が出走前点検において合格しなかったとき。
- (3) 選手又は先頭員が競走に堪えない健康状態であると認めたときその他競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認めたとき。
- (4) 使用自転車が競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認めたとき。

第3節 番組の編成

(番組の決定)

第38条 番組編成委員は、第34条第1項の規定により競走に出場することが確定した選手及び先頭員であって翌日出場するものについて、選手にあっては競走番号ごとに選手番号を、先頭員にあっては出場する競走番号を決定する。

(番組決定に対する異議申立ての排除)

第39条 選手は、前条の規定による決定に対して異議を申し立てることができない。

(番組の発表)

第40条 第38条の規定により選手の選手番号が決定したときは、出走表をもって発表する。

第4節 選手の管理

(選手の服装)

第41条 選手は、選手番号を記した長袖のユニフォーム、選手番号を記した布製の覆いをかぶせた乗車用ヘルメット及びパンツを着用しなければならない。

2 前項に規定するユニフォーム（委員長が指定した選手のユニフォームを除く。）及び選手番号を記した布製の覆いの色は、付表第2のとおりとする。

3 先頭員は、委員長が指定するユニフォーム、布製の覆いをかぶせた乗車用

北九州市自転車競走実施条例施行規程

ヘルメット及びパンツを着用しなければならない。

第42条 選手及び先頭員の服装は、次に掲げるとおりとする。

(1) パンツは、短パンツとする。

(2) 靴は、自転車競技の用に供する短靴とする。

(3) 靴下を使用する場合は、くるぶしを越えない程度とする。

(薬物の使用禁止)

第43条 選手は、競輪能力を一時的に高める目的をもって薬物その他のものを使用してはならない。

(競走の除外)

第44条 選手管理委員は、前3条の規定及び競技規程第4条の規定に違反した選手を、その回の競走に出走させないことができる。

第5章 制裁

(委員長の制裁)

第45条 委員長は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため、第8条の規定による取調べ、判定又は指示に従わない選手に対し、戒告し、又は当該選手が参加申込みをした競輪の最後の日までの間競走に出場することを停止し、若しくは関与することを禁止することができる。

(制裁審議会)

第46条 競輪場内の秩序を維持し、又は競走の公正を確保するための必要な制裁に関する事項（前条の規定による制裁に関する事項を除く。）をつかさどらせるため、北九州市競輪制裁審議会（次条から第50条までにおいて「審議会」という。）を置く。

第47条 審議会は、開催執務委員全員をもって組織する。

2 審議会に会長を置き、委員長をもって充てる。

3 審議会の議事については、別に公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

第48条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する選手又は先頭員に対して戒告し、又は1年以内の期限を限り市が行う競輪に出場することの停止を命ずることができる。

北九州市自転車競走実施条例施行規程

- (1) 第31条、第32条第1項、第34条第2項、第36条第1項若しくは第3項、第41条又は第43条の規定に違反した選手又は先頭員
- (2) 競技規程第4条又は第5条の規定に違反した選手
- (3) 競技規程第44条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当した選手又は同条第2項の規定により失格となった選手
- (4) 競技規程第26条第1項（競技規程第39条において準用する場合を含む。）、第28条（競技規程第39条において準用する場合を含む。）、第29条（競技規程第39条において準用する場合を含む。）、第34条又は第37条の規定に違反した先頭員
- (5) 競技規程第27条（競技規程第39条において準用する場合を含む。）の指示に従わなかった先頭員

第49条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して戒告し、市が行う競輪に出場することを停止し、又は関与することを禁止することができる。

- (1) 不正の目的をもって参加申込みの内容を偽った者
- (2) 不正の目的をもって選手又は使用自転車の全能力を発揮させなかった者
- (3) 競走に関し、不正の協定の申込みをし、又はその協定を実行した者
- (4) 競走に関し、不正の目的をもって、選手に対し、暴行し、脅迫し、又は財物その他の利益を与えることを約束した者
- (5) 前号の場合において、財物その他の利益を受け、又は受け取るとを約束した者
- (6) 開催執務委員の職務の執行を妨害した者

第6章 異議の申立て

第50条 審議会の制裁を受けた選手は、これを不服とするときは、委員長に対して異議の申立てを行うことができる。

第51条 異議の申立ては、制裁の通告を受けた日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した書面をもって申し立てなければならない。ただし、委員長が緊急やむを得ないと認める場合は、口頭をもって申し立てることができる。

北九州市自転車競走実施条例施行規程

- (1) 申立てを行う選手の住所、氏名、年齢及び性別
- (2) 競輪振興法人から交付を受けた選手登録証の登録番号
- (3) 不服とする制裁の概要
- (4) 異議申立ての理由

第52条 委員長は、異議の申立てを裁決したときは、速やかにその結果を当該申立てをした選手に通知する。

第7章 入場料、入場券、回数券及び入場者並びに競輪場内及び場外車券売場内の取締り等

(平30公管規程40・一部改正)

第1節 入場料、入場券、回数券及び入場者

(特別入場料)

第53条 条例第4条第5項に規定する管理者が定める特別入場料の額は、次の各号に掲げる特別席の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

- (1) 指定席 500円
- (2) ラウンジ席 1,000円
- (3) ロイヤル席 2,000円

2 前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める開催日については、条例第4条第5項に規定する管理者が定める特別入場料の額は、次の各号に掲げる特別席の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

- (1) 指定席 2,000円
- (2) ラウンジ席 3,000円
- (3) ロイヤル席 5,000円

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、適当と認めるときは、前2項に規定する特別入場料の額を減額することができる。

(令2公管規程6・一部改正)

(入場券)

第54条 条例第4条の規定による入場料を納めた者（次条において「有料入

北九州市自転車競走実施条例施行規程

場者」という。) に対しては、入場券を交付する。ただし、入場者数を自動的に計算できる場合においては、入場券を交付しないことができる。

2 納入した入場料は、返還しない。

第55条 入場券は、これを本符及び原符に分け、本符は有料入場者に交付し、原符は市において必要な期間保存する。

2 本符及び原符には、それぞれ発行者名及び発行者印、競輪場名、競輪施行の年月日、入場料の額並びに通し番号を記載する。

3 入場券で前項に定める文字及び番号が判明しないもの又は原形を認識できないものは、無効とする。

(回数券)

第56条 条例第4条第4項に規定する回数券は、カード式とする。

2 回数券は、次の各号のいずれかに該当したときは、これを使用することができない。

(1) 回数券に残回数がないとき。

(2) カードリーダーの故障等により回数券の読取りが不能となったとき。

(3) 回数券が改変されているとき。

3 回数券の破損等によって使用することが不能となった場合において、残回数を確認することができるときは、当該回数券と引換えに残回数に相当する回数分の回数券を再発行する。ただし、利用者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(入場者の範囲等)

第57条 条例第4条第1項ただし書の管理者が特に必要と認める場合は、次に掲げる者が入場する場合(第10号又は第11号に掲げる者以外の者にあつては、その公務又は職務を遂行するために入場する場合に限る。)とする。

(1) 法第10条各号に掲げる者

(2) 国会議員

(3) 競輪施行者たる地方公共団体の議会の議員

(4) 委員長が指定する競輪に関する事項を調査研究する学識経験を有する者

北九州市自転車競走実施条例施行規程

- (5) 委員長が指定する市が行う競輪に関係する事項を取材する報道関係者
- (6) 皇族
- (7) 外交官
- (8) 委員長が競輪の開催に関し必要と認める警察職員又は消防職員
- (9) 競輪場内の売店の従業員
- (10) 20歳以上の者が同伴する15歳未満の者
- (11) 前各号に掲げる者以外の者で管理者が競輪の開催に関し必要と認めるもの

2 前項各号（第10号を除く。）に掲げる者で、入場料を徴収しないこととしたものに対しては、無料入場証を交付する。ただし、同項第11号に掲げる者で、管理者が不要と認めるものについては、この限りでない。

（令2公管規程6・一部改正）

（入場券等の改札及び検査）

第58条 競輪場に入場しようとする者のうち、第54条第1項本文の規定により入場券を交付したものに対しては入場券の改札を、前条第2項本文の規定により無料入場証を交付したものに対しては無料入場証の検査を、次条第1項の規定により記章、腕章又は通行証を交付したものに対しては記章、腕章又は通行証の検査を行う。

2 競輪場内にいる者（第54条第1項ただし書の規定により入場券を交付されていない者及び前条第2項ただし書の規定により無料入場券を交付されていない者を除く。）に対して、必要があると認めるときは、入場券の検札又は無料入場証、記章若しくは腕章の検査を行う。

（令2公管規程6・一部改正）

（記章等の交付）

第59条 市が行う競輪の開催に関係がある次に掲げる者が、競輪の開催日に、競輪場内及び場外車券売場内においてその事務に従事しようとするときは、第1号から第6号までに掲げる者に対しては記章又は腕章を、第7号に掲げる者に対しては通行証を交付する。

北九州市自転車競走実施条例施行規程

- (1) 競輪に係る政府職員及び市の職員
- (2) 競輪振興法人の役職員
- (3) 開催執務委員及びその係員
- (4) 競輪の選手
- (5) 警察職員及び消防職員
- (6) 報道に従事する者
- (7) 前各号に掲げる者以外の者であって、競輪の開催に必要なもの

2 前項第6号及び第7号に該当する者の範囲は、委員長が定める。

(立入りの制限)

第60条 自転車競走路及びその内側、審判台、開催執務員控室、番組編成室、選手管理室、掲示場、車券発売所並びに払戻金交付所には、各々事務に従事する者又は委員長が許可した者でなければ入ることができない。

第61条 次に掲げる者以外の者は、競輪の開催日に競輪場の選手控室、検査室、自転車保管場及び自転車修理場に入ることができない。

- (1) 当該競輪の競走に出場する選手
- (2) 第59条第1項第1号から第3号までに掲げる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者であって委員長が許可したもの

第2節 競輪場内及び場外車券売場内の取締り等

(平30公管規程40・一部改正)

(入場禁止)

第62条 委員長及び場内取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止することができる。

- (1) 他人の迷惑となるような服装をし、裸になり、泥酔し、みだりに高声を発する等品位を乱している者
- (2) 第49条の規定により市が行う競輪に出場することを停止され、又は関与することを禁止されている者
- (3) 競輪審判員、選手および自転車登録規則（昭和32年通商産業省令第39号）第21条第2号又は第3号の規定に該当し、競輪振興法人から

選手登録を消除された者

(4) 競輪の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者

(5) 立入りを禁じられた場所に立ち入った者

(6) 競輪場内及び場外車券売場内で他人の車券購入を妨害し、強制し、又は理由なく干渉した者

(7) 競輪場内及び場外車券売場内で業として金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行った者

(8) 開催執務委員、係員又は選手に対し、暴行し、脅迫し、又は不正の目的をもって財物その他の利益を与え、若しくは与えることを約束した者

(9) 法第56条各号、第57条各号及び第58条各号に掲げる者又はこれらの者に該当することとなるおそれがある者

(10) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(11) 次条第1項又は第62条の3第2項の規定により入場を禁止された者に準ずる者として管理者が定める者

(12) その他違法な行為をし、若しくはしようとした者又は競輪場内及び場外車券売場内の秩序を乱した者

2 委員長及び場内取締委員は、入場券、無料入場証、記章、腕章又は通行証を持っていない者（第54条第1項ただし書の規定により入場券を交付されない者を除く。第63条第2項において「入場券等を持っていない者」という。）に対して、競輪の開催日に競輪場への入場を禁止することができる。

（平30公管規程40・一部改正）

（本人からの申請による入場禁止）

第62条の2 管理者は、管理者が別に定める書面により競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止するよう申請があったときは、管理者が別に定める期間中、当該申請を行った者に対して、競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止することができる。

2 管理者は、前項の規定により入場を禁止された者から管理者が別に定める書面により入場の禁止を解除するよう申請があったときは、同項の規定による入場の禁止を解除することができる。

北九州市自転車競走実施条例施行規程

3 第1項の規定により入場を禁止された者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。

(平30公管規程40・追加)

(家族等からの申請による入場禁止)

第62条の3 車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある者の家族等(当該疑いのある者と同居する成年者である親族(配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。)その他管理者が別に定める者をいう。次項において同じ。)は、管理者が別に定める書面により当該疑いのある者の競輪の開催日の競輪場及び場外車券売場への入場を禁止するよう申請することができる。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る入場を禁止されようとする者(以下この条において「入場禁止候補者」という。)が車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にあると認めるときは、入場禁止候補者及び同項の規定による申請を行った家族等(第4項、第5項及び第7項において「申請家族等」という。)に対して、入場禁止候補者の競輪の開催日の競輪場及び場外車券売場への入場を禁止する旨及びその期間を通知して、入場禁止候補者の競輪の開催日の競輪場及び場外車券売場への入場を禁止することができる。

3 前項の規定による通知を受けた入場禁止候補者は、入場の禁止を不服とするときは、同項の規定により通知された期間の初日の前日までに書面をもって管理者に対して意見を申し出ることができる。

4 管理者は、前項の規定による意見に理由があると認めるときは、第2項の規定による入場の禁止を取り消すこととし、入場禁止候補者及び申請家族等にその旨を通知する。

5 管理者は、第2項の規定により入場を禁止された者又は申請家族等から管理者が別に定める書面により当該者の入場の禁止を解除するよう申請があった場合において、管理者が別に定める事由に該当するときは、当該者の入場の禁止を解除することができる。

6 第2項の規定により入場を禁止された者は、管理者が別に定める期間中、

北九州市自転車競走実施条例施行規程

前項の規定による申請をすることができない。

- 7 管理者は、第1項又は第5項の規定による申請があったときは、それぞれの申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を入場禁止候補者、同項に規定する入場を禁止された者又は申請家族等に求めることができる。

(平30公管規程40・追加)

(退場命令)

- 第63条 場内取締委員は、既に入場している者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、競輪場及び場外車券売場から退場を命ずることができる。

- (1) 第62条第1項各号に掲げる者
- (2) 第62条の2第1項又は前条第2項の規定により入場を禁止された者
- (3) 委員長の許可なく、競輪場内及び場外車券売場内で業として競輪の予想をし、又は指定された場所以外の場所において物品を販売した者
- (4) 委員長の許可なく、競輪場内及び場外車券売場内で業として払戻金の立替えを行った者
- (5) 委員長の許可なく、競輪場内及び場外車券売場内で広告物等を配布し、張り付け、又は掲示した者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、場内取締委員の指示に従わない者

- 2 場内取締委員は、入場券等を持っていない者が既に競輪場に入場している場合においては、当該入場券等を持っていない者に対して競輪場から退場することを命ずることができる。

- 3 前2項の規定により退場を命ぜられた者は、その日においては再び競輪場及び場外車券売場に入場することができない。

(平30公管規程40・一部改正)

第8章 勝者投票及び払戻し

(勝者投票法等)

- 第64条 勝者投票法は、連勝単式勝者投票法、連勝複式勝者投票法及び重勝式勝者投票法の3種とする。

北九州市自転車競走実施条例施行規程

- 2 連勝単式勝者投票法は、枠番号二連勝単式勝者投票法及び選手番号二連勝単式勝者投票法並びに選手番号三連勝単式勝者投票法とする。
- 3 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式勝者投票法並びに普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び拡大選手番号二連勝複式勝者投票法並びに選手番号三連勝複式勝者投票法とする。
- 4 重勝式勝者投票法は、三重勝単勝式勝者投票法、五重勝単勝式勝者投票法、六重勝単勝式勝者投票法及び七重勝単勝式勝者投票法とする。
- 5 第1項の勝者投票法の払戻率は、それぞれ100分の75とする。

第65条 第38条の規定により決定された出走選手が6人以下である競走においては、枠番号二連勝単式勝者投票法及び枠番号二連勝複式勝者投票法は、用いない。

(六重勝単勝式勝者投票法の実施の停止)

第66条 六重勝単勝式勝者投票法については、競輪の開催日ごとに対象となる競走のうち最後に実施するものの勝者が決定した時点で、その実施を停止する。

(車券)

第67条 条例第5条の規定に基づき発売する車券は、10の倍数の枚数分(1,000枚分を限度とする。)の車券を代表する車券とする。

第68条 車券には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 勝者投票法の種類を示す文字(枠番号二連勝単式勝者投票法にあつては2枠単、選手番号二連勝単式勝者投票法にあつては2車単、選手番号三連勝単式勝者投票法にあつては3連単、枠番号二連勝複式勝者投票法にあつては2枠複、普通選手番号二連勝複式勝者投票法にあつては2車複、拡大選手番号二連勝複式勝者投票法にあつてはワイド、選手番号三連勝複式勝者投票法にあつては3連複とする。)

(2) 発行者名

(3) 競輪場名

(4) 競輪施行の年月日

(5) 競走番号

(6) 選手番号又は枠番号

(7) 券面金額

(8) 通し番号

2 市は、前項に規定する車券の記載事項を記録し、これを当該勝者投票の行われた日から60日間保存するものとする。

(車券購入の方法)

第69条 車券を購入しようとする者は、購入を希望する勝者投票法の種類別の車券発売窓口において購入を希望する選手番号又は組及び枚数を示し、車券の券面金額に枚数を乗じて得た金額と引換えに車券を購入しなければならない。

2 車券発売窓口で勝者投票法の種類が示されていないときは、購入を希望する選手番号又は組及び枚数を勝者投票法の種類別に示し、車券の券面金額に枚数を乗じて得た金額と引換えに車券を購入しなければならない。

(車券の発売開始及び締め切り)

第70条 車券(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)の発売は、出走表を競輪場内の掲示場に掲示した時以降に開始し、それぞれの競走の発走前に締め切る。

2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売は、出走表を競輪場内の掲示場に掲示した時以降に開始し、対象となる競走のうち最も早く実施される競走の発走前に締め切る。

第71条 車券の発売を締め切ったときは、遅滞なく、発売した勝者投票法の種類ごとに、選手番号又は枠番号別の車券の総券面金額を掲示する。

(返還金の交付)

第72条 車券(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)を発売した後、当該競走について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該競走における投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

(1) 出走すべき選手がなくなり、又は1人となったとき。

(2) 競走が成立しなかったとき。

(3) 競走に勝者がなかったとき。

2 選手番号二連勝単式勝者投票法、選手番号三連勝単式勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法、拡大選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法において、発売した車券に表示された組の選手の1人以上が出走しなかったとき、又は審判委員の宣告により発走から除外されたときは、その組に対する投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

3 枠番号二連勝単式勝者投票法及び枠番号二連勝複式勝者投票法において、発売した車券に表示された組に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

(1) 異なる枠番号を付けられた選手を1組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手のうち枠番号を同じくする選手の全てが出走しなかったとき。

(2) 同一の枠番号を付けられた選手を1組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手の1人以上が出走しなかったとき。

4 枠番号二連勝単式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が同一の枠番号を付けられた選手のみとなったときは、当該枠番号二連勝単式勝者投票法は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

5 枠番号二連勝複式勝者投票法及び普通選手番号二連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が2人となったときは、当該枠番号二連勝複式勝者投票及び普通選手番号二連勝複式勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

6 拡大選手番号二連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が2人又は3人となったときは、当該拡大選手番号二連勝複式勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

7 選手番号三連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が3人となったときは、当該選手番号三連勝複式勝者投票は無効とし、当該車

券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

- 8 入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない理由により、入場者に対して発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

第73条 車券を買った者は、いかなる理由があつても、その車券に表示してある競走番号、選手番号若しくは枠番号その他の事項の変更を要求し、又は前条の規定による場合のほか返還金の交付を請求することはできない。

(払戻金額の掲示)

第74条 競走(重勝式勝者投票法にあつては、対象となる競走のうち最も遅く実施される競走)が終了した後、勝者の決定表示があつたときは、勝者投票の的中者又は法第12条第4項に規定する場合の当該競走における勝者以外の出走した選手に投票した者に交付すべき1票に対する払戻金額を掲示場に掲示する。

- 2 前項の規定にかかわらず、五重勝単勝式勝者投票法又は七重勝単勝式勝者投票法について勝者投票に的中者がいないときは、払戻金を交付しないことを掲示場に掲示する。

(六重勝単勝式勝者投票法に係る払戻金の特例)

第75条 第66条の規定により六重勝単勝式勝者投票法の実施が停止された場合において、当該六重勝単勝式勝者投票法に係る的中者(自転車競技法施行規則第22条の2第1項の規定による勝者に投票した者を含む。)がないときは、法第12条第1項に規定する払戻対象総額を、当該六重勝単勝式勝者投票法に係る車券を購入した者に対し、各車券にあん分して払戻金として交付する。

- 2 前条第1項の規定は、前項の払戻金について準用する。

(払戻金等の交付場所)

第76条 払戻金及び返還金の交付は、競輪の開催日においては競輪場及び場外車券売場の払戻金交付所において、競輪を開催しない日においては管理者

北九州市自転車競走実施条例施行規程

が指定する場所において行う。

(車券の無効)

第77条 第68条第1項の規定により記載された文字が不明である車券及び原形を認識できない車券は、無効とし、払戻金又は返還金の交付を行わない。

(先頭員の取扱い)

第78条 先頭員は、勝者投票の対象としない。

(電話機等による勝者投票)

第79条 電話機等による勝者投票に係る車券の発売、払戻金及び返還金の交付その他必要な事項については、別に管理者が定める。

(キャッシュレス投票端末機による勝者投票)

第80条 管理者が別に定めるキャッシュレス投票端末機による勝者投票に係る車券の発売、払戻金及び返還金の交付その他必要な事項については、別に管理者が定める。

第9章 雑則

(委任)

第81条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

付 則 (平成30年9月28日公管規程第40号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (令和元年12月23日公管規程第4号)

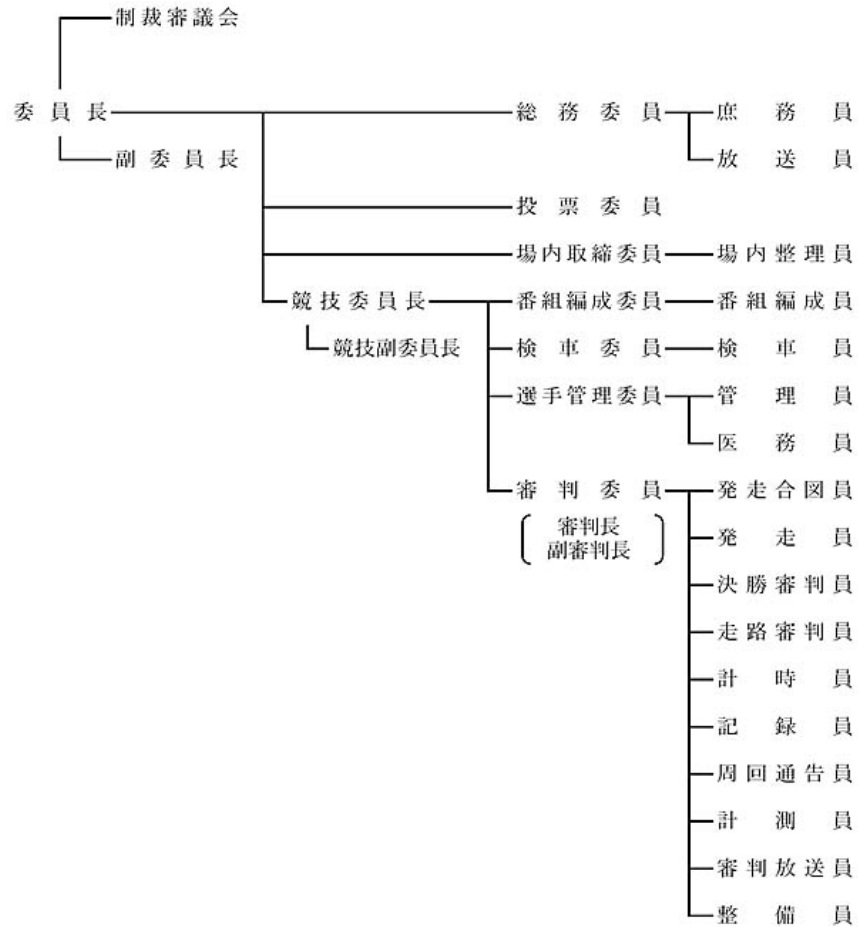
この規程は、令和2年1月1日から施行する。

付 則 (令和2年9月3日公管規程第6号)

この規程は、令和2年9月3日から施行する。

付表第1 (第6条関係)

北九州市自転車競走実施条例施行規程



付表第2 (第41条関係)

選手番号 出走選手の数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
9人	白	黒	赤	青	黄	緑	橙	桃	紫
8人	白	黒	赤	青	黄	緑	橙	桃	—
7人	白	黒	赤	青	黄	緑	橙	—	—
6人	白	黒	赤	青	黄	緑	—	—	—
5人	白	黒	赤	青	黄	—	—	—	—